SHO-BOND

第11回　定時株主総会

招集ご通知

INDEX

- 第11回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 4
- 事業報告 …… 8
- 連結計算書類 …… 22
- 計算書類 …… 25
- 監査報告書 …… 28

開催日時　2018年９月27日（木曜日）
午前10時　　受付開始 午前９時

開催場所　東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目
１番１号
ロイヤルパークホテル３階
「ロイヤルホール」

決議事項　**第１号議案**　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

ショーボンドホールディングス株式会社
（証券コード1414）

証券コード　1414
2018年９月５日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋箱崎町７番８号
ショーボンドホールディングス株式会社
取締役社長　岸　本　達　也

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年９月26日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時	2018年９月27日（木曜日）午前10時（受付開始は午前９時）
２．場　　所	東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号 ロイヤルパークホテル　３階「ロイヤルホール」 （末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項	
報告事項	１．第11期（2017年７月１日から2018年６月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第11期（2017年７月１日から2018年６月30日まで） 計算書類報告の件
決議事項	**第１号議案**　剰余金処分の件 **第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知を持参くださいますようお願い申しあげます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sho-bondhd.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sho-bondhd.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。４頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の場合

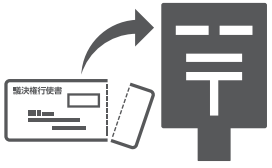


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2018年9月27日（木曜日）午前10時

書面による行使の場合

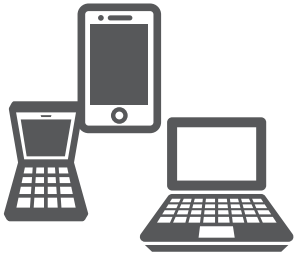


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2018年9月26日（水曜日）午後５時30分到着

インターネットによる行使の場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2018年9月26日（水曜日）午後５時30分まで

詳細は次ページをご覧ください

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2018年９月26日（水曜日）午後５時30分まで**にご行使ください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
(2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

３．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

４．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク） **0120-173-027**（通話料無料）　受付時間9:00～21:00

〈機関投資家の皆様へ〉
（株）ICJ が運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要事項と認識しており、連結配当性向を意識しながら業績に連動した配当を安定的に行うことを基本方針としております。

第11期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして１株当たり65円の普通配当と、当社の前身であるショーボンド建設株式会社が2018年６月に創立60周年を迎えることができましたことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、１株当たり10円の記念配当を加え、1株当たり75円といたしたいと存じます。

(注) 当社は2008年１月４日付で株式移転の方式により、ショーボンド建設株式会社（1958年６月創立）の完全親会社として設立されました。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき75円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、2,018,582,850円となります。
(注) 中間配当を含めた第11期の年間配当は、１株につき125円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年９月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岸本達也（きしもと たつや） (1963年４月８日生)	2001年 ４月 ショーボンド建設株式会社入社 2009年 ４月 同社横浜支店長 2011年 ４月 同社取締役執行役員近畿圏支社長 2012年 ７月 同社専務取締役近畿圏支社長 2012年 ９月 当社取締役 2013年 ４月 ショーボンド建設株式会社専務取締役営業本部長 2015年 ４月 同社取締役副社長 2017年 ４月 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役経営企画部長 2017年 ５月 一般財団法人上田記念財団理事長（現任） 2017年 ９月 当社代表取締役社長（現任）	6,620株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、当社経営陣においてリーダーシップを発揮して営業戦略等の実現を図ること等により、当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	岳尾 弘洋 (1956年10月5日生)	1979年 4月 ショーボンド建設株式会社入社 2007年 4月 同社九州支店長 2008年 9月 同社執行役員九州支社長 2010年 1月 同社取締役執行役員九州支社長 2011年 4月 同社取締役執行役員営業本部本社技術部長 2011年 9月 当社技術広報部長 2012年 7月 ショーボンド建設株式会社取締役常務執行役員技術本部長 2013年 9月 当社取締役技術広報部長（現任） 2014年 4月 ショーボンド建設株式会社専務取締役技術本部長 2017年 4月 同社専務取締役技術本部長兼補修工学研究所長（現任）	6,290株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループの中核事業である構造物のメンテナンスに関する深い知識及び豊富な経験、並びに建設工事についての広い知識を有し、当社の技術広報部門の責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3	東城 俊哉 (1962年2月18日生)	1990年 11月 ショーボンド建設株式会社入社 2009年 7月 同社総務人事部長 2011年 4月 同社執行役員総務人事部長 当社総務部長 2012年 7月 ショーボンド建設株式会社取締役総務人事部長 2014年 4月 同社常務取締役企画本部長兼総務人事部長 2014年 8月 当社総務部長兼コンプライアンス部長 2015年 9月 当社取締役総務部長兼コンプライアンス部長 2017年 9月 ショーボンド建設株式会社常務取締役管理本部長兼総務人事部長（現任） 当社取締役広報管理部長（現任）	3,904株
	【取締役候補者とした理由】 企業管理に関する豊富な知識及び経験を有し、事務部門の統括者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	山口 政之 (1962年5月25日生)	1983年 4月 ショーボンド建設株式会社入社 2011年 4月 同社大阪支店長 2013年 4月 同社取締役執行役員近畿圏支社長 2015年 4月 同社取締役首都圏北陸支社長 2017年 4月 同社常務取締役首都圏北陸支社長 2017年 9月 当社取締役経営企画部長 2017年 10月 ショーボンド建設株式会社常務取締役営業本部長(現任) 2017年 12月 当社取締役事業戦略部長(現任)	1,758株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、新規事業や外部連携等の事業戦略を立案する責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
※5	関口 恭裕 (1964年8月2日生)	1989年 4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2014年 5月 同行投資運用部長 2017年 7月 ショーボンド建設株式会社入社 同社顧問管理本部部長 当社顧問広報管理部部長 2017年 12月 ショーボンド建設株式会社取締役管理本部副本部長兼経営企画部長(現任) 当社執行役員経営企画部長(現任)	70株
	【取締役候補者とした理由】 金融機関において、海外経験を含む長年の勤務経験があり、財務会計や企業統治に関する広い知見を有しております。当社経営陣の強化及び当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 1．※は新任の取締役候補者であります。

2．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3．上記所有株式数には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

以　上

(提供書面)

事　業　報　告

(2017年7月 1 日から
2018年6月 30日まで)

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに関連する首都圏のインフラ整備に伴う補修補強工事やNEXCO各社発注の大規模更新・大規模修繕工事の受注が増加し、受注高は前年同期比73億22百万円増の678億59百万円、売上高は豊富な期首の手持工事と期中受注した工事の施工が順調に進んだことにより、前年同期比64億32百万円増の596億82百万円となりました。また、期中受注高が売上高を上回ったことにより、受注残高は前年同期比81億77百万円増の405億45百万円と高い水準を維持しております。

高速道路会社各社からの受注が引き続き好調で、受注残高に占める比率も約65％と高い状況にあります。高速道路会社関連の工事は、大型工事が多く工期も複数年にわたりますので、翌々期以降に収益に寄与する工事が増えております。

損益につきましては、売上高が増えたことにより、営業利益は前年同期比6.1％増の107億81百万円、経常利益は前年同期比6.4％増の111億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比4.3％増の73億１百万円となり、増収増益の結果となりました。

なお、事業の種類別セグメントにおける受注高、売上高は次のとおりであります。

(受注高)

区　　分	前連結会計年度 (2017年6月期)	当連結会計年度 (2018年6月期)	増減（△）率
国内建設事業	58,137百万円	65,198百万円	12.1％
その他の事業	2,399百万円	2,660百万円	10.9％
合　　計	60,536百万円	67,859百万円	12.1％

（売上高）

区　　分	前連結会計年度 （2017年６月期）	当連結会計年度 （2018年６月期）	増減（△）率
国内建設事業	50,850百万円	57,021百万円	12.1%
その他の事業	2,399百万円	2,660百万円	10.9%
合　　計	53,250百万円	59,682百万円	12.1%

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、７億54百万円であります。その主なものは、道路橋床版の疲労耐久性を再現できる鉄輪式輪荷重走行試験機と試験機用の建屋及び樹脂・複合材料の性能を評価するための万能試験機であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）財産及び損益の状況

区　　分	第　８　期 （2015年６月期）	第　９　期 （2016年６月期）	第　10　期 （2017年６月期）	第　11　期 （当連結会計年度） （2018年６月期）
売上高（百万円）	52,124	52,334	53,250	59,682
経常利益（百万円）	9,480	9,648	10,516	11,187
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,926	6,267	6,997	7,301
１株当たり当期純利益（円）	220.21	232.86	260.00	271.28
総資産（百万円）	75,784	77,327	84,266	91,226
純資産（百万円）	61,470	63,701	69,243	74,096
１株当たり純資産額（円）	2,283.86	2,366.79	2,572.72	2,753.04

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ショーボンド建設株式会社	百万円 10,100	% 100	公共構造物の補修補強工事の請負
ショーボンドマテリアル株式会社	230	100	工事用材料及びメカニカル管継手の製造、販売

(6) 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称及び住所
ショーボンド建設株式会社
東京都中央区日本橋箱崎町７番８号

② 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額
39,523百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
41,912百万円

(7) 対処すべき課題

高度成長期以降に集中的に整備された橋梁、トンネル等の社会インフラの老朽化が急速に進み、国、地方自治体のインフラ長寿命化工事の実施や高速道路会社のリニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕計画）の発注が本格化するなど、構造物メンテナンスを専業とする当社グループの事業環境は、当面良好な状態が継続すると想定されます。

しかし一方で、建設就労者の高齢化が進み将来的には技能労働者の減少が見込まれ、生産性の向上、若手技術者の確保が課題となっております。

このような事業環境のなか、当社グループにおきましては2019年６月期を初年度とする「中期経営計画（2019年６月期～2021年６月期）」を策定し、『メンテナンス専業としての「使命」と「成長」』を基本方針、『５つの事業戦略』と『５つの基盤強化』を諸施策とする計画を定めました。当社グループは、メンテナンス専業としての「使命」を果たすために、本計画の諸施策を確実に実行し、持続的成長を実現してまいります。

本計画の概要は以下のとおりであります。

＜中期経営計画（2019年６月期～2021年６月期）＞

【基本方針】

『メンテナンス専業としての「使命」と「成長」』

1.構造物メンテナンスの専業会社として、社会資本整備に貢献

2.「安全」・「品質」を重視した巡航速度による持続的な成長

3.メンテナンス「技術」を活用した事業分野の拡大と成長投資

4.業績に連動した更なる株主還元の充実

5.ＥＳＧ課題への取組みとコーポレートガバナンスの更なる高度化

「事業戦略」

『５つの事業戦略』～メンテナンス業界のトップランナーとして挑戦し続けるために～

①最適受注・最適稼働による採算を重視した安定経営

②高速道路会社の大規模更新・大規模修繕工事の受注態勢強化

③グループ会社、地域建設会社との連携強化による地方自治体への対応力強化

④国内・国外で競争力のある製品の研究開発と販売体制強化

⑤メンテナンス専業としての強みを活かせる他社提携と成長投資

「基盤強化」

『５つの基盤強化』～持続的成長を支える「人」と「技術」～

①「技術」・「安全」・「品質」を高める体制強化と人材増強

②老朽インフラ各分野の特有ニーズ把握と製品・工法の研究開発

③i-Constructionへの積極的な取組みによる生産性向上

④働き方改革の推進と「４週８閉所」の実現

⑤ＥＳＧ課題への取組みとコーポレートガバナンスの更なる高度化

(8) 主要な事業内容（2018年６月30日現在）

主要な事業	主な工事・製品内容
国内建設事業	公共構造物の補修・補強工事の請負及び関連する製品の販売 主な工事：橋梁補修、橋梁補強、橋梁耐震補強、建物耐震補強、その他構造物（トンネル、上下水道、港湾他）の補修補強 主な製品：緩衝チェーン、せん断ストッパー、ＢＭ－Ｓダンパー、ＫＴブレース、ＳＴジョイント、ＡＩジョイント
その他の事業	メカニカル管継手の製造、販売及び工事用材料の製造、販売 主な製品：ストラブカップリング、ショーボンドグラウト、＃101、＃202（コンクリート用接着剤）

(9) 主要な営業所及び工場（2018年６月30日現在）

会社名	主要な拠点
当社	本社（東京都中央区）
ショーボンド建設株式会社	本社（東京都中央区）、北日本支社（宮城県仙台市）、首都圏北陸支社（東京都江東区）、中部支社（愛知県名古屋市）、近畿圏支社（大阪府大阪市）、西日本支社（広島県広島市）、補修工学研究所（茨城県つくば市）
ショーボンドマテリアル株式会社	本社・川越工場（埼玉県川越市）、三郷工場（埼玉県三郷市）

(10) 使用人の状況（2018年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
819名	31名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	3名増	52.0歳	20.3年

（注）１．使用人数は就業員数を記載しております。
２．平均勤続年数は、当社グループでの勤続年数を通算しております。

2．会社の株式に関する事項（2018年６月30日現在）

（1）発行可能株式総数　60,000,000株

（2）発行済株式の総数　28,372,590株（自己株式1,458,152株を含む）

（3）株主数　6,514名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,812千株	10.45%
一般財団法人上田記念財団	2,704	10.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,477	9.20
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,329	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	1,280	4.76
第一生命保険株式会社	1,210	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,016	3.77
明治安田生命保険相互会社	792	2.94
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	612	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	406	1.51

（注）１．持株比率は自己株式（1,458,152株）を控除して計算しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
３．次の通り大量保有報告書が提出されておりますが、当社としては2018年６月30日現在の株主名簿に従って記載しております。

レオス・キャピタルワークス株式会社	1,424,900株（2018年４月５日現在）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行及びその共同保有者３名	1,973,437株（2018年４月13日現在）
一般財団法人上田記念財団	2,704,000株（2018年６月18日現在）

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2018年6月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤井宗司	ショーボンド建設株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	岸本達也	ショーボンド建設株式会社代表取締役社長 一般財団法人上田記念財団理事長
取締役	岳尾弘洋	技術広報部長、ショーボンド建設株式会社専務取締役技術本部長兼補修工学研究所長
取締役	東城俊哉	広報管理部長、ショーボンド建設株式会社常務取締役管理本部長兼総務人事部長
取締役	山口政之	事業戦略部長、ショーボンド建設株式会社常務取締役営業本部長
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木成章	ショーボンド建設株式会社常勤監査役
取締役 (監査等委員)	本郷亮	本郷綜合法律事務所代表、慶應義塾大学法科大学院教授
取締役 (監査等委員)	三浦悟	三浦公認会計士事務所代表、株式会社東計電算社外取締役（監査等委員）、株式会社ノダ社外監査役
取締役 (監査等委員)	桑野玲子	東京大学生産技術研究所教授

（注）1．取締役本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏は社外取締役であります。
2．常勤監査等委員である取締役鈴木成章氏は、2017年９月28日開催の第10回定時株主総会終了後に開催された監査等委員会において、監査等委員の互選により常勤監査等委員に就任いたしました。当社では、社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3．当社は、取締役本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．常勤監査等委員である取締役鈴木成章氏は、長年にわたり経理部長として財務業務に携わってきた豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役三浦悟氏は、公認会計士の資格を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （ — ）	57百万円 （ — ）	2015年９月25日開催の第８回定時株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）は年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）は年額50百万円以内であります。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7名 (5名)	37百万円 (16百万円)	
合　　計	14名 (5名)	95百万円 (16百万円)	

(注) 上記の支給人員には、2017年９月28日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）２名及び取締役（監査等委員）３名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役（監査等委員）

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役本郷亮氏は、本郷綜合法律事務所代表であり、慶應義塾大学法科大学院教授であります。なお、当社と同所・同校との間には重要な取引、その他の関係はありません。

取締役三浦悟氏は、三浦公認会計士事務所代表であり、株式会社東計電算社外取締役（監査等委員）及び株式会社ノダ社外監査役であります。なお、当社と同所・各社との間には重要な取引、その他の関係はありません。

取締役桑野玲子氏は、東京大学生産技術研究所教授であります。なお、当社と同校との間には重要な取引、その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	取締役会（11回開催）		監査等委員会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）	本郷　亮	9回	100%	9回	100%
取締役（監査等委員）	三浦　悟	9回	100%	9回	100%
取締役（監査等委員）	桑野玲子	9回	100%	9回	100%

（注）1．取締役本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏は、2017年９月28日開催の第10回定時株主総会で選任され就任しており、就任後開催の取締役会（９回）及び監査等委員会（９回）への出席率を記載しております。
2．取締役本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏は、出席した取締役会において、社外の立場から公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また出席した監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査を報告し、毎回他の取締役（監査等委員）が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　監査法人和宏事務所

（2）当事業年度に係る報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	6百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

・会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1．決議の内容の概要

当社は、2015年９月25日の定時株主総会で承認された「監査等委員会設置会社」への機関設計の変更を織り込み、「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の改定を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 各取締役は取締役会及び経営会議の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。

② 取締役会はコンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）を定め、必要に応じて見直しを行い、全役職員に周知徹底させます。

③ コンプライアンス担当部署を置き、コンプライアンスに関する規程、マニュアルを整備、強化し、定期的に研修等を行い、コンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）の全役職員への浸透を図ります。

④ 不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査等委員会に報告します。

⑤ 反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理統括部署は、担当役員の指揮監督の下、リスク管理規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・事業子会社への啓蒙、指導を行います。

② 各部門・事業子会社の長は、リスク管理規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員及びリスク管理委員会事務局に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査等委員会へ報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月１回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮の下行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議を行います。

ロ．当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理統括部署が、グループ全体を統括します。

ハ．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当部署がグループ全体を統括します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。

(7) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会への報告に関する手続を定め、監査等委員が必要とする情報を適時適切に提供します。

③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、経営会議等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

2．体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

当社では、研修会を継続的に実施し、役員及び従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については監査等委員を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みの状況

取締役の職務の執行に係る情報については、総務・財務部が文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の取組みの状況

損失の危機の管理に関しては、リスク管理規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証及び見直しを行い、体制の整備を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）５名、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役は３名）の合計９名で構成されております。取締役会は、当事業年度中に11回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されていると考えております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社グループでは、法令の改正等の内容を適時通知するなどして、また、事業所単位で研修会を継続的に実施し、役員及び従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については、監査等委員を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めてまいります。

また、グループ間取引、子会社各社の重要案件の決定、定型外取引、重要な新規取引等については事前協議を十分に行い、グループ決裁基準に基づき、適切に決裁されております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する取組みの状況

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置しており、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重しております。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮しております。

(7) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための取組みの状況

当社グループ内において法令等に違反する行為、社内の規程・手順に違反する行為及び社是その他の企業行動基準に違反する行為の発生又は発生の恐れを発見した場合に、監査等委員を窓口とした内部通報制度を運用しております。また、通報したことそれ自体を理由とした不利益な取り扱いの禁止を、内部通報制度運用規程で定めております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する取組みの状況

監査等委員が、その職務の執行について生じた費用の償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理しております。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査等委員は、取締役会への出席を通じ、取締役から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員は、監査室が行った監査に関する報告を受ける等、監査室との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。また、監査等委員は、代表取締役及び会計監査人と適宜意見交換を行っております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満は切捨てて表示しております。また比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2018年6月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**56,004**	**流動負債**	**14,704**
現金預金	12,294	支払手形・工事未払金等	5,421
受取手形・完成工事未収入金等	24,840	電子記録債務	3,559
有価証券	16,290	未払法人税等	2,232
未成工事支出金	96	未成工事受入金	970
その他のたな卸資産	884	役員賞与引当金	293
繰延税金資産	406	完成工事補償引当金	117
その他	1,221	工事損失引当金	38
貸倒引当金	△29	その他	2,070
固定資産	**35,222**	**固定負債**	**2,426**
有形固定資産	**11,909**	繰延税金負債	748
建物・構築物	3,060	土地再評価に係る繰延税金負債	323
機械装置・運搬具	357	完成工事補償引当金	390
工具器具・備品	204	役員退職慰労引当金	13
土地	8,286	退職給付に係る負債	892
無形固定資産	**942**	その他	56
のれん	820	**負債合計**	**17,130**
その他	121	純資産の部	
投資その他の資産	**22,370**	**株主資本**	**74,002**
投資有価証券	20,033	**資本金**	**5,000**
退職給付に係る資産	462	**資本剰余金**	**34,762**
繰延税金資産	110	**利益剰余金**	**36,740**
その他	1,795	**自己株式**	**△2,499**
貸倒引当金	△31	**その他の包括利益累計額**	**93**
		その他有価証券評価差額金	**3,028**
		土地再評価差額金	**△2,764**
		為替換算調整勘定	**△9**
		退職給付に係る調整累計額	**△160**
		純資産合計	**74,096**
資産合計	**91,226**	**負債・純資産合計**	**91,226**

連結損益計算書

（2017年7月 1日から
2018年6月 30日まで）

（単位：百万円）

売上高		**59,682**
売上原価		**44,900**
売上総利益		**14,781**
販売費及び一般管理費		4,000
営業利益		**10,781**
営業外収益		427
受取利息	79	
受取配当金	175	
受取保険金	92	
受取賃貸料	46	
その他	33	
営業外費用		20
支払手数料	6	
賃貸費用	9	
その他	4	
経常利益		**11,187**
特別利益		69
固定資産売却益	66	
その他	2	
特別損失		485
減損損失	28	
完成工事修補費用	454	
その他	1	
税金等調整前当期純利益		**10,772**
法人税、住民税及び事業税	3,622	
法人税等調整額	△151	3,471
当期純利益		**7,301**
非支配株主に帰属する当期純利益		**—**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,301**

連結株主資本等変動計算書

（2017年7月 1 日から
2018年6月 30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	36,013	33,243	△3,748	70,507
当期変動額					
剰余金の配当			△3,068		△3,068
親会社株主に帰属する当期純利益			7,301		7,301
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の消却		△1,250		1,250	—
土地再評価差額金取崩額			△736		△736
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,250	3,496	1,249	3,494
当期末残高	5,000	34,762	36,740	△2,499	74,002

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,376	△3,500	△6	△133	△1,263	69,243
当期変動額						
剰余金の配当						△3,068
親会社株主に帰属する当期純利益						7,301
自己株式の取得						△1
自己株式の消却						—
土地再評価差額金取崩額						△736
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	651	736	△3	△26	1,357	1,357
当期変動額合計	651	736	△3	△26	1,357	4,852
当期末残高	3,028	△2,764	△9	△160	93	74,096

貸借対照表

(2018年6月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,829**	**流動負債**	**19**
現金預金	1,134	その他	19
繰延税金資産	1	**負債合計**	**19**
未収還付法人税等	692	純資産の部	
固定資産	**40,083**	**株主資本**	**41,892**
投資その他の資産	**40,083**	**資本金**	**5,000**
関係会社株式	40,083	**資本剰余金**	**34,583**
		資本準備金	1,250
		その他資本剰余金	33,333
		利益剰余金	**4,808**
		その他利益剰余金	4,808
		繰越利益剰余金	4,808
		自己株式	**△2,499**
		純資産合計	**41,892**
資産合計	**41,912**	**負債・純資産合計**	**41,912**

損益計算書

（2017年7月 1日から
2018年6月 30日まで）

（単位：百万円）

営業収益		**3,664**
営業費用		**225**
営業利益		**3,439**
営業外収益		7
受取利息	3	
その他	3	
営業外費用		0
支払利息	0	
その他	0	
経常利益		**3,446**
税引前当期純利益		**3,446**
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△3	3
当期純利益		**3,442**

株主資本等変動計算書

（2017年7月 1 日から
2018年6月 30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,000	1,250	34,584	35,834	4,433	4,433	△3,748	41,519	41,519
当期変動額									
剰余金の配当					△3,068	△3,068		△3,068	△3,068
当期純利益					3,442	3,442		3,442	3,442
自己株式の取得							△1	△1	△1
自己株式の消却			△1,250	△1,250			1,250	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									—
当期変動額合計	—	—	△1,250	△1,250	374	374	1,249	372	372
当期末残高	5,000	1,250	33,333	34,583	4,808	4,808	△2,499	41,892	41,892

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年８月９日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会　御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　大嶋　豊　㊞

業務執行社員　公認会計士　畝　照尚　㊞

業務執行社員　公認会計士　小澤公一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の2017年７月１日から2018年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ショーボンドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年８月９日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会　御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　大　嶋　　豊　㊞

業務執行社員　公認会計士　畝　　照　尚　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　澤　公　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の2017年７月１日から2018年６月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2017年７月1日から2018年６月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査いたしました。

一　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年８月10日

ショーボンドホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　鈴　木　成　章　㊞

監査等委員　本　郷　　亮　㊞

監査等委員　三　浦　　悟　㊞

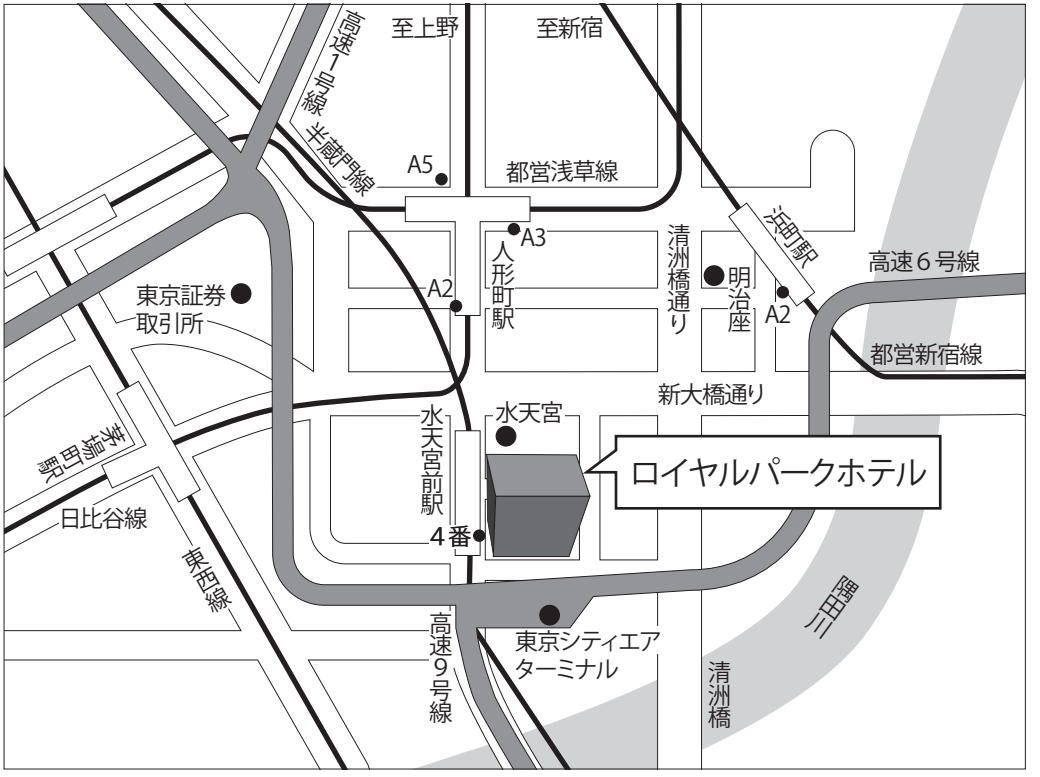
監査等委員　桑　野　玲　子　㊞

注）監査等委員本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　**ロイヤルパークホテル　３階　「ロイヤルホール」**
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号
電話（03）3667-1111
https://www.rph.co.jp/



◎東京メトロ半蔵門線水天宮前駅（４番出口）直結
◎東京メトロ日比谷線人形町駅（Ａ２番出口）より徒歩５分
◎都営浅草線人形町駅（Ａ３番出口）より徒歩８分

※株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK